

浜松市における多文化共生のまちづくり

2022年8月10日

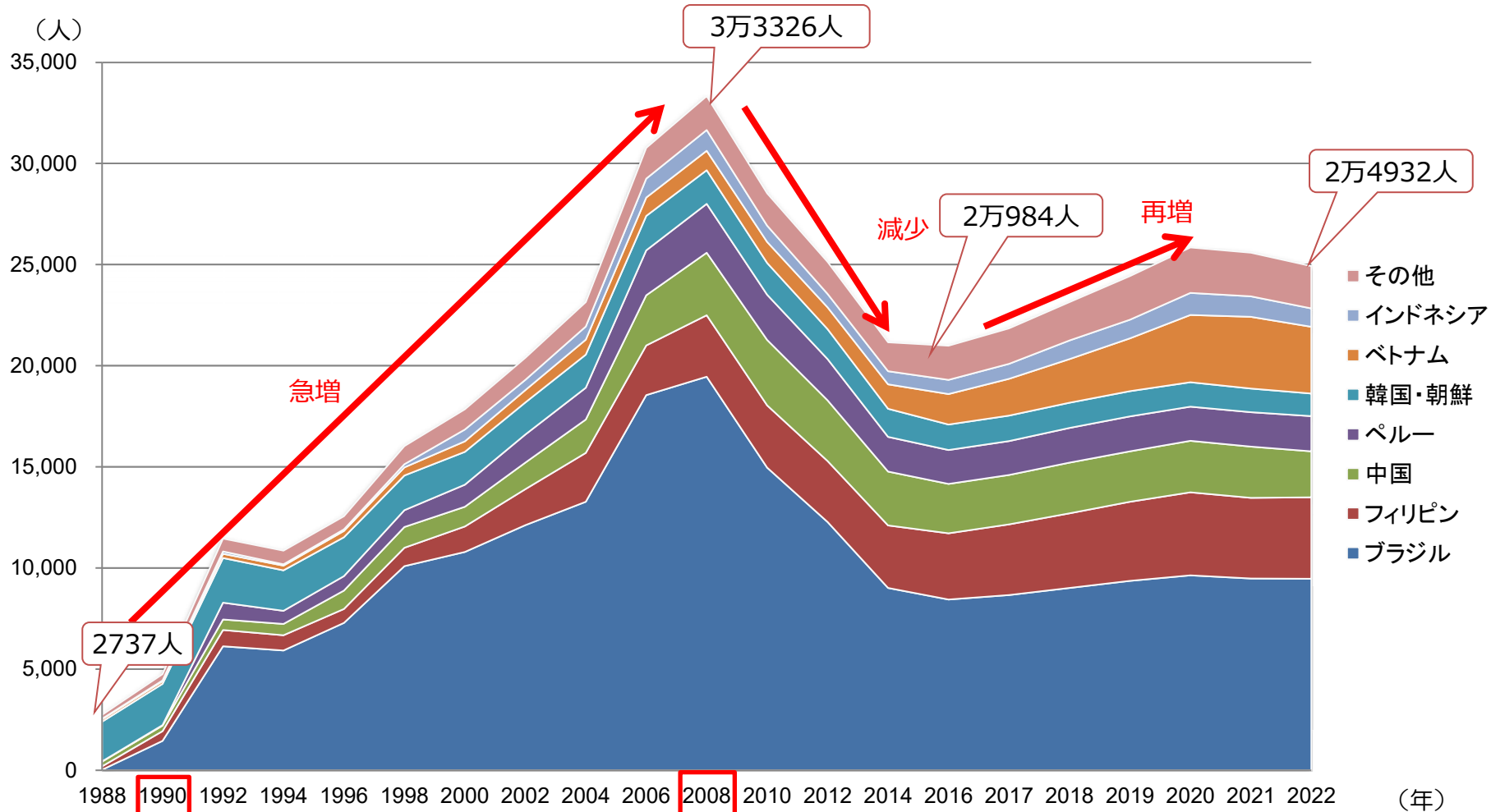


浜松市長 鈴木康友



1. 浜松市の四半世紀余の歩み

浜松市における外国人市民数の推移



改正入管法施行

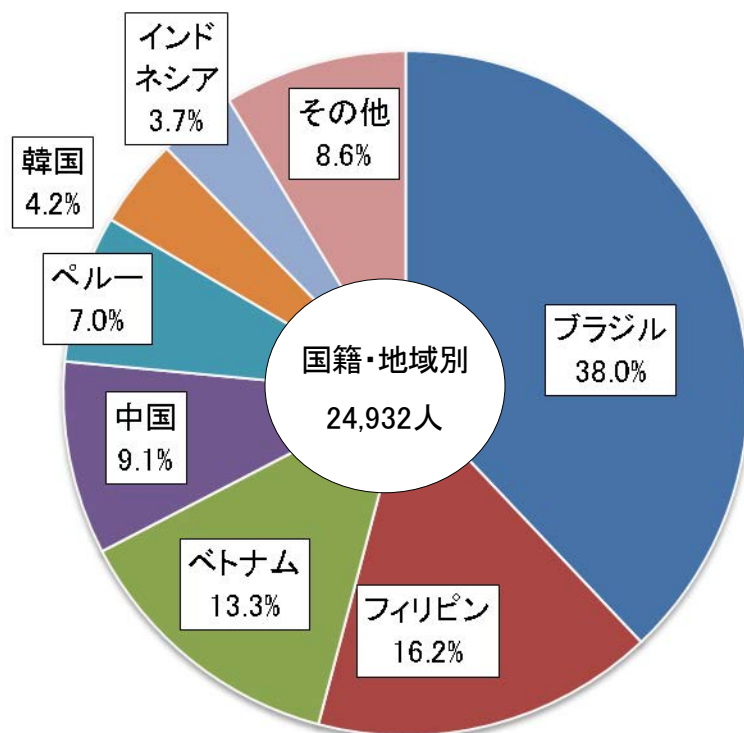
リーマン・ショック

※各年4月1日現在

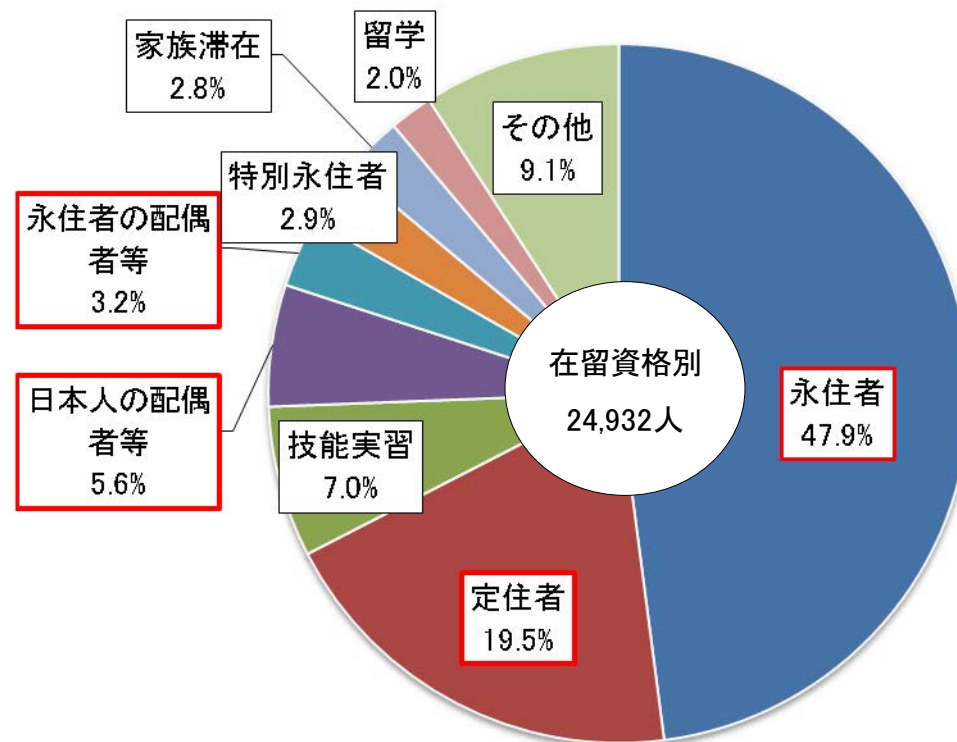
1. 浜松市の四半世紀余の歩み

定住化と多国籍化の進展

国籍・地域別内訳



在留資格別内訳

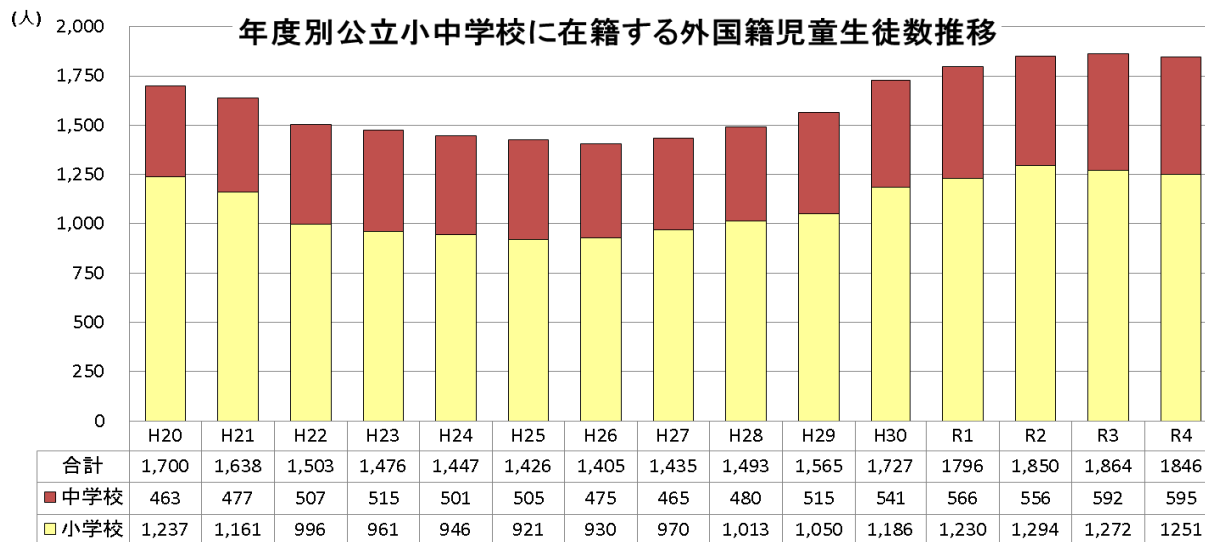


◆外国人市民の現状

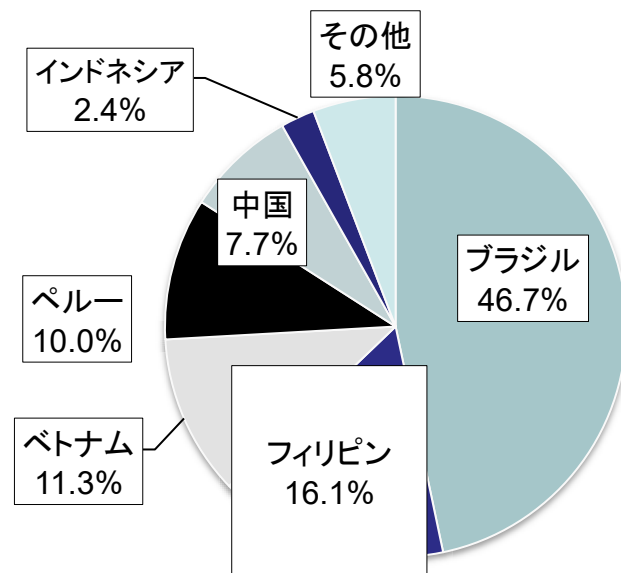
- ・ 2022年4月1日現在で24,932人の外国人市民が居住
- ・ 国籍・地域別の特徴として、特にブラジル人は 9,462人で全国の都市で最多
- ・ 在留資格においては、永住者等の長期滞在が可能な在留資格者が約7割超を占める

1. 浜松市の四半世紀余の歩み

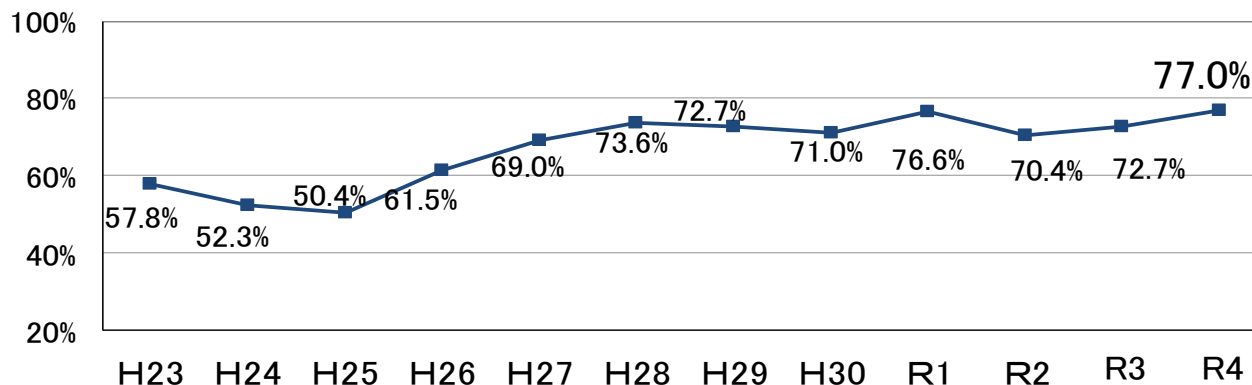
浜松市における外国人児童生徒の状況



公立学校在籍児童生徒の
国籍・地域別割合



日本生まれの割合 (小学校新1年生)



1. 浜松市の四半世紀余の歩み

外国人市民が抱える問題と地域の課題

地域社会における外国人市民とのことばや生活習慣・文化等の違いによる摩擦や課題が顕在化

- ◆言 語…意思疎通が図れず、コミュニケーション不足
- ◆社 会 保 障…雇用保険や健康保険・年金への未加入など
- ◆雇 用…多くが派遣・請負など間接雇用であり不安定
- ◆教 育…受入体制が未整備、不登校や不就学の発生
- ◆外国人登録…登録内容と居住実態が乖離
- ◆地域のトラブル…ごみ出し、騒音、駐車場など



※地方自治体の取り組みでは限界も
※国による法律や制度の整備が必要

1. 浜松市の四半世紀余の歩み

浜松市多文化共生都市ビジョン

※第2次計画期間：2018～2022年度（5か年計画）

外国人市民を「まちづくりを進める重要なパートナー」と捉え、誰もが活躍できる多文化共生都市・浜松を目指す

目指す方向性

1. 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域
2. 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域
3. 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域

都市の将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市

重点施策

1. 外国人市民のまちづくりへの参画促進
2. 次世代の育成・支援
3. 多様性を生かした文化の創造
4. 多様性を生かした地域の活性化
5. 防災対策

1. 浜松市の四半世紀余の歩み

浜松市多文化共生都市ビジョン

施策体系

施策の分野

(取組)

1.

認め合い、
手を取り合い、
ともに築くまち

「協働」

(1) オール浜松での取組推進

- 多文化共生に携わる多様な関係機関等との連携促進
- 浜松国際交流協会を中核としたネットワーク強化
- 多文化共生優良事例の共有

(3) 交流機会の創出

- 相互交流イベントの開催
- 地域での交流促進のための支援
- スポーツを通じた交流促進

(2) 多文化共生のための教育・啓発

- 国際理解教育の推進
- 多文化共生に対する理解促進

(4) 外国人市民のまちづくりへの参画促進 (重点施策)

- 自治会など地域コミュニティへの参画促進
- 外国人コミュニティや支援団体との連携強化
- 地域で活躍する外国人の紹介

2.

多様性を生かして
新たな価値・文化
を生み出すまち

「創造」

(1) 次世代の育成・支援 (重点施策)

- 子供たちの国際感覚涵養
- 外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援
- 学齢期を過ぎた外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援

(3) 多様性を生かした地域の活性化 (重点施策)

- 地域社会で活躍する外国人材の受入れ
- 外国人市民の活躍促進
- 多様性を生かした浜松の魅力発信

(2) 多様性を生かした文化の創造 (重点施策)

- 文化・芸術活動への参加促進
- 多様性の理解・尊重による新たな文化の醸成と発信
- 外国人が自らの文化を発信できる仕組みづくり

(4) 都市間連携の推進

- 国内の都市等との連携促進
- インターカルチュラル・シティとの連携を通じた知見やノウハウの共有

3.

誰もが快適に
暮らせるまち

「安心」

(1) 防災対策 (重点施策)

- 災害時多言語支援センターの体制整備
- 共生社会の防災力向上
- 多様な発信ツールを活用した情報提供と啓発

(3) 地域共生支援

- 地域課題の解決に向けた支援と情報共有
- 地域ルールを理解や義務の遂行に向けた啓発
- 地域での相互理解を進める人材の育成と活用

(2) コミュニケーション支援

- 日本語学習支援体制の充実
- 通訳・相談員の配置充実と育成強化
- ICT等を活用した多言語情報の提供・「やさしい日本語」の活用

(4) 安心な暮らしの確保

- 各種相談対応・情報提供の強化 (医療・福祉・保健・子育て・就労)
- 居住に関連した各種情報提供による円滑な入居支援
- 安心した生活のための周知・啓発 (防犯・交通安全 等)

浜松市多文化共生センター

【主な事業】

- 多言語相談・情報提供【多文化共生総合相談ワンストップセンター】
- 地域共生事業
- 多文化防災事業
- 人材育成事業
- 多様性を生かしたまちづくり
- 多文化共生理解促進・活動支援事業



浜松市外国人学習支援センター

【主な事業】

- 外国人市民を対象とした日本語教室
- 日本語学習支援ボランティア養成講座
- NPO等支援団体と連携した地域日本語学習支援
- 多文化理解・交流のための講座やイベント
- 外国につながる次世代の学習支援



1. 浜松市の四半世紀余の歩み

外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業

事業実施の背景

1990年 改正入管法の施行 ⇒ 外国人住民が急増

法律や制度に起因する課題の存在

<法律や制度に起因する課題の例>

- 外国人を在留管理の対象として情報管理(外国人登録制度)
⇒ 登録情報と居住実態の乖離
- 日本では法的に外国籍の子どもの親に子どもを就学させる義務がない
⇒ 外国人の子どもに対する就学に向けた働きかけが消極的になりがち

外国人の子どもの就学
状況が把握されていない

※浜松市において外国人の子ども
の「推定不就学者数」が
700人を超える状況

2001年 外国人集住都市会議設立 ⇒ 国への継続的な政策提言

2012年 外国人住民の住民基本台帳
制度の運用 ⇒ 外国人を生活者という視点で
情報管理

※居住実態の正確な把握が可能になる

※推定不就学者数:学齢期の登録外国人数から公立小中学校・外国人学校等に通っている者の数を引いた数

2011年ゼロ事業開始
(3か年計画)

- ① 就学状況を把握し不就学をゼロに
- ② 不就学を生まない浜松モデルの確立
- ③ 浜松モデルの全国発信

浜松モデル

① 転入時等の就学案内

② 就学状況の継続的な把握

- ・新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)
 - ・転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)
 - ・公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2ヶ月毎)
- ※学齢期の外国人の子どもを対象とした学齢簿に準ずる名簿の整備
(住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの活用)

③ 就学に向けてのきめ細かな支援

④ 就学後の定着支援

取り組み

- 実態調査
- 面談
- 不就学理由分析
- ケースに応じた支援



関係機関と連携しオール浜松体制で
外国人の子どもの不就学を生まない「浜松モデル」を推進

不就学ゼロ宣言 (2013年9月)

1. 浜松市の四半世紀余の歩み

外国人材活躍促進事業

○外国人材活躍宣言事業所認定事業

外国人材の活躍推進に積極的に取り組む事業所を認定・公表することで、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境の向上を図る（2021年10月～）



▲2021年度事業所認定証授与式（20事業所を認定）



認定された事業所には、認定マークの使用許可や浜松市公式Webサイトでの取組紹介、市の発注業務での優遇措置等

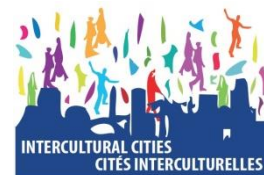
○外国人材等日本語学習支援事業

浜松地域で活躍が期待される外国人材の就職後の定着促進のため、日本語能力試験N2以上の認定取得に要する経費を負担する事業者を財政的支援（2021年10月～）

2. 新たな共生の時代と浜松市からの発信

インターカルチュラル・シティとの連携

2017年10月、欧州評議会が主導し、欧州諸都市を中心に世界150都市以上が参加するインターカルチュラル・シティ（ICC）・ネットワークへ加盟



加盟は
アジアの都市
では初!!



▲2016年、世界民主主義フォーラム



▲欧州評議会を迎え、2017年10月に開催したICC加盟シンポジウム



▲ICC加盟2都市が参加し、2019年10月に開催した「都市間連携国際サミット」



3. 今後の外国人の受入れについて

外国人集住都市会議

設立の背景

外国人住民の定住化が進む中で、社会保障や教育、労働や外国人登録などの課題が顕在化

- これまでの国レベルでの受入れ態勢（法律や制度）では実態に追いつかない
- 地方自治体の取組では限界がある



国による法制度の整備、本国の制度整備・支援
及び関係機関との連携が必要



2001年（平成13年）本市の提唱により

外国人集住都市会議の設立

<活動内容>

- 多文化共生に関する知見やノウハウの共有
- 国に対する継続的な政策提言 など

取組の成果

- 外国人の住民基本台帳制度の施行
- 外国人児童生徒対応教員の加配措置
- 定住外国人の子供の就学促進事業
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 など



3. 今後の外国人の受入れについて

課題と国への要望

1. 国と地方自治体の役割と責任が明確化された制度設計と外国人材受入れ施策実施の根拠となる
基本法の整備
2. 法務省の外局として設置された出入国在留管理庁を改組し、省庁横断的な司令塔機能を持つ組織として「（仮称）外国人庁」を内閣府に設置
3. 地方自治体が必要な施策に要する恒常的かつ十分な財政支援